



始まりです！

確定申告

申告相談時の注意点

・申告相談は申告準備日も含め、各旧町単位で行います。
 ・また、地区指定のない申告準備日を設けましたが大変混雑しますので、なるべく地区指定日においでください。
 ・申告会場では、受付で番号札を受け取り、自分の順番を待ちください。
 ・パソコンを使用して確定申告書(または住民税申告書)を作成しますので、税務署から確定申告書が送付された方はそのままお持ちください。
 ・農家の方は、秋田しんせい農協から送られる資料を参考に収支計算ノートを作成するとともに、申告相談時にもお持ちください。
 ※申告しない場合は、無申告加算税が追徴されることがあります。また、国民健康保険税の軽減を受けられなかったり、所得証明書等が発行できまないので、忘れずに期限内に申告してください。

平成20年分の所得税と平成21年度分の住民税の申告相談が2月5日(木)から始まりです。
 各自の地区指定日に正しく申告できるように、記載事項をよく読んで準備をしてください。

平成20年分の主な税制改正

(特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の改正)
 住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、省エネ改修工事が加えられました。

【省エネ改修工事とは】
 次のイの工事、またはイの工事と併せて行うロ、ニの工事
 イ 居室すべての窓の断熱工事
 ロ 床の断熱工事
 ハ 天井の断熱工事
 ニ 壁の断熱工事
 ※なお、控除を受けるには建築士や検査機関などの作成する証明書が必要なほか、そのほかの要件も満たすことが必要です。

住民税(市・県民税)、所得税の申告が必要な方

平成21年1月1日に当市に住所がある方、または住んでいる方で次に該当する場合は住民税所得税の申告が必要です。
 ①平成20年1月1日から12月31日までに所得のあった方
 ②給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が提出されていない方
 ③任意の団体から給与の性質を

有する支払いを受け、支払先から給与支払報告書が提出されていない方
 ④事業(小売業等の営業、農業、漁業、内職、検針等の受託等)をしている方
 ⑤不動産収入(家賃、小作料、地代等)があった方
 ⑥土地や建物を売り、譲渡所得があった方
 ⑦給与収入が2,000万円を超えた方
 ⑧給与や退職所得以外の所得金額が20万円を超えた方
 ⑨2方以上から給与を受けた方
 ⑩所得の有無にかかわらず次に該当する方
 ・国民健康保険加入者(世帯全員の申告が必要となります)
 ・所得および課税等証明書を必要とする方(他市町村の方に扶養されている方、会社の健康保険に加入している被扶養者など)

・申告相談は申告準備日も含め、各旧町単位で行います。
 ・また、地区指定のない申告準備日を設けましたが大変混雑しますので、なるべく地区指定日においでください。
 ・申告会場では、受付で番号札を受け取り、自分の順番を待ちください。
 ・パソコンを使用して確定申告書(または住民税申告書)を作成しますので、税務署から確定申告書が送付された方はそのままお持ちください。
 ・農家の方は、秋田しんせい農協から送られる資料を参考に収支計算ノートを作成するとともに、申告相談時にもお持ちください。
 ※申告しない場合は、無申告加算税が追徴されることがあります。また、国民健康保険税の軽減を受けられなかったり、所得証明書等が発行できまないので、忘れずに期限内に申告してください。

書類等の準備はできましたか？

申告相談に必要なもの

- 【共通事項】
- ・申告書用紙(税務署から確定申告書が送付された方)
 - ・印かん(シヤチハタ等は不可)
 - ・預貯金通帳の口座番号(本人名義)
 - ・国民年金の支払証明書
 - ・国民健康保険税(口座振替の方以外)、任意継続社会保険料等の領収書
 - ・介護保険料等の支払いを確認できるもの(市内に転入する前に支払ったもの)
 - ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - ・生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、損害保険料の控除証明書
 - ・寄付金の受領書(寄付先の団体によっては、その団体が適格である旨を証明する書類が必要となります)
 - 【給与や年金の収入がある方】
 - ・源泉徴収票
 - ・還付申告をする方で、源泉徴収票の住所や氏名が変わった場合は住民票を添付
 - ・郵便局、保険会社からの個人年金支払明細書

- ・収支内訳書
- ・収支を確認できる仕入簿、売上簿、領収書控、請求書控、事業用預貯金通帳、請負契約書など
- ・事業用に使う機械購入証明書
- ・農作業を委託(小作)している場合は領収書など
- ・肉用牛の売却証明書(JAより発行)
- ※肉用牛の売却所得の免税の適用を受けるには、その方が農業も営んでいなければなりません。
- 【生命保険契約等の一時金収入があった方】
- ・生命保険一時金(満期返戻金、死亡保険金等)、年金の支払調書など(払込保険料が分かるもの)
- 【医療費控除を受ける方】
- ・医療費の領収書と健康保険からの支給額を確認できるもの
- ・医療施設までの交通費(バス代、電車賃等)も医療費控除の対象になりますので、利用した方は計算書を作成して申告の際にお持ちください
- ・合計金額を記載した計算書(日付、医療機関、薬局ごとに集計)

住宅借入金等特別控除 提出書類

●家屋に関するもの

No.	書類の名称	新築	中古	増改築等	既制
①	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	○	○
②	住民票の写し(平成21年発行のもの)	○	○	○	○
③	家屋の登記全部事項証明書	○	○	○	○
④	工事請負契約書(写)または建物の売買契約書(写)	○	○	○	○
⑤	【中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合】 ・耐震診断適合証明書(その家屋の取得後2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの) ・住宅性能評価書の写し(その家屋の取得後2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの)		○		
⑥	【増改築等の場合】 建築確認済書(写)、検査済書(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書			○	
⑦	【バリアフリー改修工事で下記の場合】 ・介護保険の被保険者証(写)…要介護認定または要支援認定を受けている場合(敷居を含む) ・住民票(写)…65歳以上の親族と同居している場合(同居する親族について表示されているもの)				○
⑧	補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を明らかにする書類(⑤の建築士等の増改築等工事証明書でも可)				○

●敷地に関するもの(敷地の購入に関する借入金がある場合にのみ添付が必要となります。なお、敷地のみに関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高等証明書の添付も必要となります)

No.	書類の名称	家屋と敷地を一括で購入(中古を含む)	新築の目的2年以内に入居	新築の目的に一定期間内の建築条件付きで購入	特定増改築等で土地を先行取得
⑨	敷地の登記全部事項証明書	○	○	○	○
⑩	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	○	○	○	○
⑪	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類(⑩でも可)		○		
⑫	建築条件がわかる書類(⑩でも可)			○	
⑬	(中古の場合で債務の承継がある場合)債務の承継に関する契約書(写)	○			

ど、「治療」でないものは控除の対象になりません。
 ※介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象になります。
 ※特定健康診査の結果、医師の指示により行われる保健指導および治療の対価は、医療費控除の対象になります。
 ◎次の証明書等があればそれに係る費用も医療費控除の対象になります。
 ・温泉療養証明書
 ・運動療法実施証明書
 ・おむつ使用証明書
 ・ストマ用具使用証明書
 ・処方せん(眼鏡)など

【住宅借入金等特別控除を受ける方】
 住宅借入金等特別控除を受けられる方は、次の書類をお持ちください。
 ※住宅借入金等特別控除は、所得の有無または所得税の有無に関わらず、該当者は確定申告をしてください。次年度以降の手続きが簡単になります。